

南三陸町「また来たい また住みたい」地域づくり観光復興推進計画

令和3年4月1日変更

1 復興推進計画の区域

南三陸町全域

2 復興推進計画の目標

東日本大震災以前、当町は恵まれた自然、食、そして地域の人々の魅力を活用し、単に交流人口の拡大を図るためだけに留まらず、生活や文化、漁業や農業などの「なりわい」の体感・体験等を通じて、南三陸町の魅力を理解してもらい、継続的な交流を確保し地域交流力を高める「地域づくり観光」を推進してきた。

平成21年には、町外に向けてもその役割を明確化させ、南三陸町ならではの観光による地域づくりの確立を目指して、任意団体であった南三陸町観光協会を法人化するとともに、同協会の第3種旅行業の登録を町としても推進し、同協会を中心に町内外の関係団体と連携を密に事業を行ってきた。

特に教育旅行の誘致に積極的に取り組み、心と心の交流を大きなテーマに掲げ、民泊や農山漁村体験、水産加工場や商店街を活用した職業体験等、町民と児童・生徒が交流する体験プログラムを提供してきた。

その取り組みは、震災直前には県内でも交流事業先進地として評価され、その成果が期待されていたが、東日本大震災により、漁港、商店街、水産加工場等、体験プログラムの受入に必要な観光資源が壊滅的な被害を受け、すべての交流事業が停止した。

震災による津波で、町内にあった5,418戸の家屋のうち約6割に相当する3,301戸が流失し、リアス式海岸特有の地形により仮設住宅設置のための高台の土地の確保が困難であったため、隣接する登米市にも仮設住宅を設置せざるを得ず、多くの町民が町外での避難生活を余儀なくされた。

平成23年12月26日に策定した「南三陸町震災復興計画」では、復興の基本理念として「自然・ひと・なりわいが紡ぐ安らぎと賑わいのあるまち」への総合的復興を成し遂げることを目標としている。

震災前に培ってきた地域交流力が功を奏し、地域が主体となった南三陸復興市や震災語り部、復興ツーリズムが開始されるなど、被災地の中でもいち早く交流事業の再開につながった。

今後、本格的な復興を成し遂げるため、南三陸町の強みである地域交流力を再生・強化し、人と人との交流や町の生活、文化、行事、風景、情緒、人情、なりわい等を体験・体感してもらうことで交流人口の回復・拡大、地域活性化及び人材育成を図る「地域づくり観光」に再び取り組む。このため、漁業や繭細工など当町の魅力ある「なりわい」を資源とした観光を再生・強化するとともに、震災を風化させないための観光資源の創出を推進する。

あわせて、宿泊施設、飲食店等や小売店等の観光関連産業の集積の形成及び活性化等を図る。

これらの取組により、当町を訪れる観光客の消費拡大を促し、当町の観光の再生・復興、地域経済の活性化及び観光関連産業による雇用機会の確保を図る。

また、当町では、平成26年3月28日に国から採択された「南三陸町バイオマス産業都市構想」に基づき、防災拠点としてバイオガス施設を設置し、同施設において生成される電力や熱エネルギーを活用することにより、災害時に灯りと情報を町民と観光客に提供する災害に強い観光地づくりを目指すとともに、同時に生成される液肥を、有機質肥料として農地に還元し、環境保全型農業としての農産物のブランド化を図り、町内の飲食店等において観光客に提供することにより、さらなる観光交流人口の増加を目指す。

3 目標を達成しようとするために推進しようとする取組の内容

(1) 「地域づくり観光」の振興

① 「なりわい」を観光資源とした観光の再生・強化

震災以前からの観光資源であった「キラキラ井」等の新鮮な魚介類の提供、漁業体験等を通じたブルーツーリズムや農山村部（旧仙台藩養蚕発祥地）における繭細工体験、民泊等を活用したグリーンツーリズムなど、漁業や農業などの「なりわい」を資源とした観光の再生・強化を推進する。

② 新しい観光資源の創出

震災を風化させないための観光資源（福興市、震災語り部、震災復興祈念公園、震災伝承施設など）の創出を推進する。

(2) 「地域づくり観光」関連産業の集積

当町における観光客入込動向を見ると、平成22年の観光客入込数が約108万人であったのに対して、震災により、平成23年には観光客入込数は約36万人とおよそ1/3にまで落ち込んだ。当町において観光関連産業は重要な産業であることから、東日本大震災からの復興状況の視察、再生可能エネルギー施設の視察・見学も含め、広範囲で交流人口の回復・復興を目指し、観光客の活動を補助し利便性を高めるための宿泊施設、飲食店等や、特産品や伝統工芸品等の地域資源の活用促進に寄与する小売店など、観光振興に必要不可欠な産業を集積する。

(3) 再生可能エネルギー関連産業の集積

自立型電源の確保を目指し、災害時でも町民や観光客の安全及び生命を守る体制を確保する。バイオガス発電を核とした環境に優しく災害に強いまちづくりを目指す「南三陸町バイオマス産業都市構想」に基づき、食品廃棄物や合併処理浄化槽の汚泥を活用して電力や熱エネルギーを自立的かつ安定的に供給できるよう、バイオガス発電施設を設置する。また、副産物として生産される液肥の販売や、熱エネルギーを温室栽培等に供給することで、農産物を環境循環型の南三陸ブランドとして観光資源化する。

4 復興産業集積区域の区域

別添 1 の地図で示す以下の区域。

- ①-1 志津川地区復興産業集積区域（十日町、沼田等）
- ①-2 志津川地区復興産業集積区域（御前下、廻館等）
- ①-3 志津川地区復興産業集積区域（黒崎）
- ②志津川地区復興産業集積区域（袖浜、平磯等）
- ③-1 戸倉地区復興産業集積区域（館の下、折立、水戸辺等）
- ③-2 戸倉地区復興産業集積区域（戸倉等）
- ③-3 戸倉地区復興産業集積区域（波伝谷等）
- ③-4 戸倉地区復興産業集積区域（津の宮、合羽沢等）
- ③-5 戸倉地区復興産業集積区域（滝浜等）
- ③-6 戸倉地区復興産業集積区域（藤浜、長清水等）
- ③-7 戸倉地区復興産業集積区域（寺浜等）
- ④入谷地区復興産業集積区域（桜沢、中の町、鏡石等）
- ⑤歌津地区復興産業集積区域（伊里前、枡沢等）
- ⑥歌津地区復興産業集積区域（館浜、泊浜、馬場、中山、名足等）
- ⑦志津川地区再生可能エネルギー集積区域

ここで記載している区域が特定復興産業集積区域に該当することとなるものである。

5 計画の区域において、実施し、又はその実施を促進しようとする復興推進事業の内容及び実施主体に関する事項並びに復興推進事業ごとの特別の措置の内容

(1) 法第 2 条第 3 項第 2 号イの復興推進事業

①復興産業集積区域において集積を目指す業種並びに集積の形成及び活性化の効果

(ア) 観光関連産業

①「当該産業が観光資源となる産業」、②「観光客の活動を補助し利便性を高める産業」、③「特産品や伝統工芸品の小売業等、地域資源の活用促進に寄与する産業」といった観点から、集積を目指す観光関連産業の業種を選定する。また、本復興推進計画は、本町における観光関連産業の集積による地域経済活性化及び雇用機会の確保を目標とするものであることから、特例措置を活用することとなる指定事業者は、設定した業種に該当することに加え、本復興推進計画の目標を達成するための取組を行う事業者とする。

(a) (b) の業種の集積の形成及び活性化を目指す産業集積区域

4 で示した区域（⑦志津川地区再生可能エネルギー集積区域を除く）と同じ

(b) 上記 (a) の復興産業集積区域において、その集積の形成及び活性化を目指す特定の業種

4で示した①-1、①-2、①-3の区域

43 道路旅客運送業（4321 一般乗用旅客自動車運送業、4331 一般貸切旅客自動車運送業、4399 他に分類されない道路旅客運送業に限る）、44 道路貨物運送業（一般貨物運送および貨物軽自動車運送に限る。）、4531 港湾旅客海運業、4899 他に分類されない運輸に附帯するサービス業（観光協会に限る）、57 織物・衣服・身の回り品小売業、58 飲食料品小売業、60 その他の小売業、704 自動車賃貸業、705 スポーツ・娯楽用品賃貸業、746 写真業、75 宿泊業（南三陸町災害危険区域設定条例第2条に規定する災害危険区域を除く）、76 飲食店、77 持ち帰り・配達飲食サービス業、781 洗濯業（7812 洗濯物取次業を除く。）、79 その他の生活関連サービス業（791 旅行業、794 物品預り業、7999 観光案内業に限る）、809 その他の娯楽業（8093 遊漁船業、8099 他に分類されない娯楽業でマリレジャーに関連した娯楽業に限る）

※ただし、風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の規定による規制（同法第33条第1項の規定による深夜における酒類提供飲食店営業を除く。）の対象となる業種は除く。

4で示した②の区域

4531 港湾旅客海運業、57 織物・衣服・身の回り品小売業、58 飲食料品小売業、60 その他の小売業、705 スポーツ・娯楽用品賃貸業、75 宿泊業（南三陸町災害危険区域設定条例第2条に規定する災害危険区域を除く）、76 飲食店、77 持ち帰り・配達飲食サービス業、809 その他の娯楽業（8093 遊漁船業、8099 他に分類されない娯楽業でマリレジャーに関連した娯楽業に限る）

※ただし、風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の規定による規制（同法第33条第1項の規定による深夜における酒類提供飲食店営業を除く）の対象となる業種は除く。

4で示した③-1、③-2、③-3、③-4、③-5、③-6、③-7の区域

4531 港湾旅客海運業、57 織物・衣服・身の回り品小売業、58 飲食料品小売業、60 その他の小売業、705 スポーツ・娯楽用品賃貸業、75 宿泊業（南三陸町災害危険区域設定条例第2条に規定する災害危険区域を除く）、76 飲食店、77 持ち帰り・配達飲食サービス業、781 洗濯業（7812 洗濯物取次業を除く）、809 その他の娯楽業（8093 遊漁船業、8099 他に分類されない娯楽業でマリレジャーに関連した娯楽業に限る）

※ただし、風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の規定による規制（同法第33条第1項の規定による深夜における酒類提供飲食店営業を除く）の対象となる業種は除く。

4で示した④の区域

57 織物・衣服・身の回り品小売業、58 飲食料品小売業、60 その他の小売業、75 宿泊業（南三陸町災害危険区域設定条例第2条に規定する災害危険区域を除く）、76 飲食店、77 持ち帰り・配達飲食サービス業、781 洗濯業（7812 洗濯物取次業を除く）、79 その他の生活関連サービス業（791 旅行業、7999 観光案内業に限る）
※ただし、風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の規定による規制（同法第33条第1項の規定による深夜における酒類提供飲食店営業を除く）の対象となる業種は除く。

4で示した⑤の区域

43 道路旅客運送業（4321 一般乗用旅客自動車運送業、4331 一般貸切旅客自動車運送業に限る）、44 道路貨物運送業（一般貨物運送および貨物軽自動車運送に限る）、4531 港湾旅客海運業、57 織物・衣服・身の回り品小売業、58 飲食料品小売業、60 その他の小売業、705 スポーツ・娯楽用品賃貸業、746 写真業、75 宿泊業（南三陸町災害危険区域設定条例第2条に規定する災害危険区域を除く）、76 飲食店、77 持ち帰り・配達飲食サービス業、781 洗濯業（7812 洗濯物取次業を除く）、79 その他の生活関連サービス業（791 旅行業、7999 観光案内業に限る）、809 その他の娯楽業（8093 遊漁船業、8099 他に分類されない娯楽業でマリレジャーに関連した娯楽業に限る）
※ただし、風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の規定による規制（同法第33条第1項の規定による深夜における酒類提供飲食店営業を除く）の対象となる業種は除く。

4で示した⑥の区域

4531 港湾旅客海運業、57 織物・衣服・身の回り品小売業、58 飲食料品小売業、60 その他の小売業、705 スポーツ・娯楽用品賃貸業、75 宿泊業（南三陸町災害危険区域設定条例第2条に規定する災害危険区域を除く）、76 飲食店、77 持ち帰り・配達飲食サービス業、809 その他の娯楽業（8093 遊漁船業、8099 他に分類されない娯楽業でマリレジャーに関連した娯楽業に限る）
※ただし、風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の規定による規制（同法第33条第1項の規定による深夜における酒類提供飲食店営業を除く）の対象となる業種は除く。

(イ) 再生可能エネルギー関連産業

- (a) (b) の業種の集積の形成及び活性化を目指す産業集積区域
4 で示した⑦志津川地区再生可能エネルギー集積区域と同じ
- (b) 上記 (a) の復興産業集積区域において、その集積の形成及び活性化を目指す特定の業種
- 33 電気業（バイオガス発電に関するものに限る）
 - 3511 熱供給業（バイオガス施設に関するものに限る）
 - 60 その他の小売業（バイオガス施設から生ずる副産物に関するものに限る）

上記関連産業が集積することにより、以下の効果が見込まれる。

(ア) 観光関連産業

「地域づくり観光」の振興及び観光関連産業が集積することで交流人口の継続的な増加が見込め、これに伴い、地域経済の活性化が促進され、雇用機会が確保されることとなり、当町の震災復興計画に掲げる「なりわいと賑わいのあるまちづくり」に大きく寄与するものとなる。

(イ) 再生可能エネルギー関連産業

バイオガス発電施設が集積することにより、自立型電源の確保が可能となり、災害に強いまちづくりの実現に寄与するものとなる。また、副産物として生成される液肥の販売や、同時に生成される熱エネルギーを温室栽培施設等に供給することで、農産物を環境循環型の南三陸ブランドとして観光資源化し、町内の飲食店等において観光客に提供することにより、さらなる観光交流人口の増加が期待できる。加えて、これらの液肥や熱エネルギーを供給する事業所を集積することにより、地域経済の活性化が促進され、雇用機会の確保にも寄与するものとなる。

②雇用等被害地域及び雇用等被害地域を含む市町村

南三陸町において津波により直接の被害が生じた地域

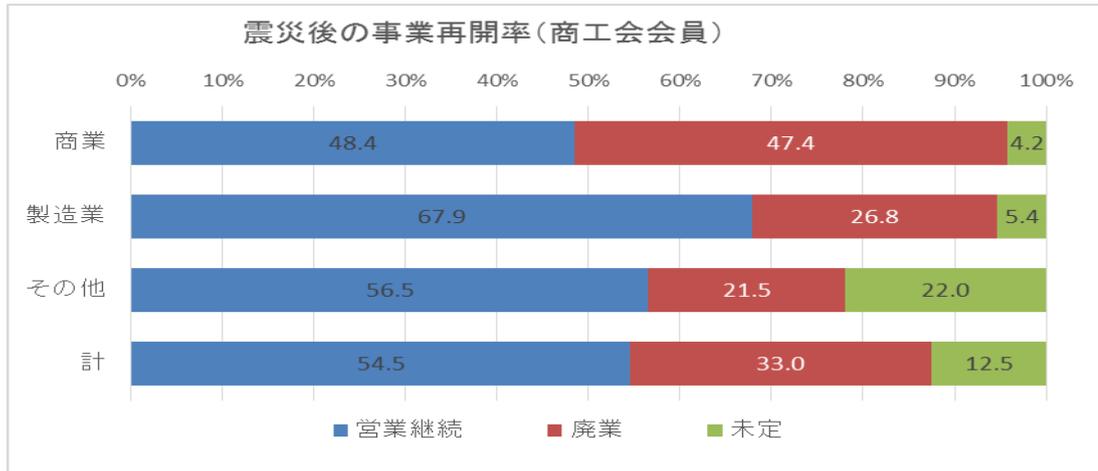
雇用等被害地域を含む市町村は南三陸町

<理由>

当町は、東日本大震災により、800人以上の人命を失い、家屋被害は3,000棟を超え、また、浸水区域は1,000haを超えるなど、低地部を中心に、市街地や集落の多くが壊滅的な被害を受けた。平成26年3月末における被災事業者の営業状況は、営業を再開した事業者は54.5%に留まっており、33%の事業者が既に廃業し、未だに12.5%が営業を再開できていない状況である（下図参照）。

図 震災後の事業再開状況（南三陸商工会会員）平成 26 年 3 月 31 日現在

東日本大震災被災商工業者営業状況調査（宮城県）



- ③ ①の（ア）（a）及び（イ）（a）の産業集積区域のうち、その区域の全部又は一部が、雇用等被害地域を含む市町村の区域内にあるもの
4で示した区域と同じ

④特別の措置

（ア）①の（ア）（b）及び（イ）（b）の業種に属する事業を実施する指定事業者（指定法人）に対する法人税又は所得税の課税の特例（法第 37 条から第 40 条までの規定に基づく措置）

（イ）①の（ア）（b）及び（イ）（b）の業種に属する事業を実施する指定事業者（指定法人）に対する事業税、不動産取得税又は固定資産税の課税免除又は不均一課税に伴う措置（法第 43 条の規定に基づく措置）

⑤関連して実施される一般復興事業の内容とその実施主体

（ア）物産振興事業（実施主体：町、観光協会）

魅力ある商品の販路拡大、市場拡大支援等を目的とし、福興市をはじめとする町内外のイベント、物産展の開催を支援する。

（イ）観光案内事業（実施主体：町、観光協会）

ホームページやソーシャルネットワークを活用した情報発信を行うとともに、タブロイド、マップ、リーフレットなどの紙媒体を制作し、情報発信を行う。

（ウ）観光案内板等の再整備（実施主体：町、民間団体等）

被災した観光案内板を再整備することで、観光客の利便性の向上を図り、町内周遊

観光を推進し、地域の活性化を目指す。

(エ) 交流促進事業（実施主体：町、観光協会）

視察・研修等様々なニーズに対応するために、復興ツーリズム、エコツーリズム、ブルーツーリズム、グリーンツーリズムなどの企画・運営、地域資源を活用した体験プログラムを提供、実施する。

(オ) 沿岸部復興状況発信プロジェクト（実施主体：町、観光協会）

(a) 震災アーカイブ整備事業

防災、減災、命の学びの視点から、震災の記録だけでなく、今、南三陸町で生きる人々をテーマとし、南三陸ポータルセンター内に震災アーカイブを整備する。

(b) 語り部ガイド育成事業

震災アーカイブと連携し、震災からの学び、日頃の備え、命の大切さを伝える語り部ガイドを継続して育成する。

(c) 学びのプログラム、防災キャンプ整備事業

町全体をフィールドとし、震災・自然・食・産業など地域ならではの資源を活用したプログラムの開発・整備を行う。

(d) 復興シンボルイベント開催支援事業

産業再生を軸とした物産イベントを通し、地域の賑わい創出と人材の活用、地域情報の発信を行うことで、交流人口の拡大を目指す。

(e) 地域案内窓口整備事業

交流拠点施設である南三陸さんさん商店街、南三陸ハマーレ歌津において、被災地の現状を踏まえた最新の情報を提供し、来訪者への適切な対応を図るため、観光案内窓口を開設する。

(f) 地域資源活用プログラム再生事業

海、山、里、人を活用したプログラムを再生させ、地域全体での交流事業の促進、受入体制の整備を行う。

(カ) 広域観光連携事業（実施主体：県、町、民間団体等）

仙台・松島等との広域連携に努め、観光客の誘致推進を目指す。

(キ) 教育旅行誘致促進事業（実施主体：県、町、観光協会）

県観光課等関係機関と連携し、学校訪問、旅行会社説明会等に参加し、教育旅行の誘致を図る。

(ク) 宿泊施設整備支援（実施主体：国・県）

当町産業の復活と雇用の確保、観光客の受け入れ態勢の整備のため、被災した宿泊施設の再建を支援し、国の中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業や県の観光施設再生支援事業による補助金の活用を進める。

(ケ) 観光客誘致促進事業（実施主体：県、町、民間団体等）

関係機関と連携し、各種観光キャラバンを実施し、南三陸町への観光客の誘客を図る。

(コ) 自然公園緑地等の整備（実施主体：町）

観光資源の再生のため、神割崎等の自然公園の園地や付帯設備の復旧を行い、観光客を受け入れる基盤を整備する。

(サ) 志津川地区被災市街地復興土地地区画整理事業（実施主体：町）

志津川地区の創造的復興を進めるため、国の交付金事業を活用した土地地区画整理事業を推進する。

(シ) ネイチャーセンターの復旧（実施主体：町）

町の豊かな自然環境・生きものに触れることができ、教育旅行やブルーツーリズムにも関わる施設として「ネイチャーセンター」を復旧する。

(ス) 被災海水浴場の砂浜復元（実施主体：県、町、民間団体等）

震災以前に賑わいを見せていた海水浴場を再建させ、マリンレジャーを活発にする。

(セ) 道の駅（または公共駐車スペース）整備（実施主体：国、県、町）

観光交流の拠点となる施設として道の駅（または公共駐車スペース）を整備する。

(ソ) 震災復興祈念公園整備事業（実施主体：町）

震災を風化させないため「追悼・鎮魂・津波伝承の空間」と、「新たな絆づくりの空間」として整備する。

(タ) 伊里前中心市街地用地整備事業（実施主体：町）

伊里前地区の低地部を嵩上げすることで旧伊里前商店街等を再建させる基盤を造る。

(チ) 産地水産業強化支援事業（実施主体：国）

水産、加工、販売の一連を強化することで地域のブランドイメージを向上させ集客を図る。

(ツ) 三陸道整備事業（実施主体：国）

三陸道の延伸により町内の各観光エリアへのアクセス向上を図る。

(テ) 体験型観光メニューの充実（実施主体：町、観光協会）

震災以前から積極的に取り組んでいた体験型観光のメニューを充実させる。

(ト) バイオマス産業都市構想の推進（実施主体：町、民間団体等）

町、森林組合、農協等が連携して実施管理を行うとともに、有識者からなる評価委員会により進捗状況进行评估する。

(ナ) バイオガス事業予定地の確保（実施主体：町）

バイオガス事業の事業実施地について町が確保し、事業者は無償貸与する。

(ニ) 地域バイオマス産業化整備事業（実施主体：民間事業者）

補助金制度を活用することで事業者の負担を軽減し、バイオマス産業都市の実現を促進する。

(ヌ) バイオガス事業の原料確保 (実施主体：町)

各行政区単位で住民説明会を実施し、生ごみの分別収集を周知徹底するとともに、余剰汚泥等を資源として活用する。

(ネ) 町所有施設の一部貸与 (実施主体：町)

バイオガス事業者の拠点施設として町の浄化センターを無償貸与する。

(2) 法第2条第3項第2号ロの復興推進事業

「商店街形成事業」

①事業の効果

志津川地区及び歌津地区に飲食、物販を中心とした商店街を整備する。本事業を実施することにより、同地区に小売業等の集積が期待される。さらに、観光客等が同地区内の商店街を利用することが見込まれ、なりわいと賑わいのあるまちづくりの推進が期待される。

②雇用等被害地域

(1) ②に同じ。

③特別の措置

(ア) 本事業を実施する指定事業者に対する法人税又は所得税の課税の特例 (法第37条の規定に基づく措置)

(イ) 本事業を実施する指定事業者に対する事業税、不動産取得税又は固定資産税の課税免除又は不均一課税に伴う措置 (法第43条の規定に基づく措置)

④関連して実施される一般復興事業の内容とその実施主体

(ア) 物産振興事業 (実施主体：町、観光協会)

魅力ある商品の販路拡大、市場拡大支援等を目的とし、福興市をはじめとする町内外のイベント、物産展の開催を支援する。

(イ) 観光案内事業 (実施主体：町、観光協会)

ホームページやソーシャルネットワークを活用した情報発信を行うとともに、タブレット、マップ、リーフレットなどの紙媒体を制作し、情報発信を行う

(ウ) 観光案内板等の再整備 (実施主体：町、民間団体等)

被災した観光案内板を再整備することで、観光客の利便性の向上を図り、町内周遊観光を推進し、地域の活性化を目指す。

(エ) 沿岸部復興状況発信プロジェクト (実施主体：町、観光協会)

(a) 復興シンボルイベント開催支援事業

産業再生を軸とした物産イベントを通し、地域の賑わい創出と人材の活用、地域情報の発信を行うことで、交流人口の拡大を目指す。

(b) 地域案内窓口整備事業

交流拠点施設である南三陸さんさん商店街、南三陸ハマール歌津において、被災地の現状を踏まえた最新の情報を提供し、来訪者への適切な対応を図るため、観光案内窓口を開設する。

(オ) 志津川地区被災市街地復興土地区画整理事業（実施主体：町）

志津川地区の創造的復興を進めるため、国の交付金事業を活用した土地区画整理事業を推進する。

(カ) 道の駅（または公共駐車スペース）整備（実施主体：国、県、町）

観光交流の拠点となる施設として道の駅（または公共駐車スペース）を整備する。

(キ) 観光施設再生支援事業（実施主体：県、町）

観光施設再生支援事業補助金等、各種補助金を活用した観光施設の再建をする。

(ク) 伊里前中心市街地用地整備事業（実施主体：町）

伊里前地区の低地部を嵩上げすることで旧伊里前商店街等を再建させる基盤を造る。

(ケ) 三陸道整備事業（実施主体：国）

三陸道の延伸により町内の各観光エリアへのアクセス向上を図る。

(3) 法第2条第3項第2号ニの復興推進事業

①事業の内容

(ア) 商店街エリアにおけるテナント型商店街の整備、管理、運営及び新規事業者の誘致を行う。

(イ) 商店街エリアの活性化、交流人口の増加等を目的にした商業・観光イベントの開催を行う。

(ウ) 南三陸町の特色を生かした地域ブランドの構築や、地域らしさを感じられるこだわりの商材を生かした新商品の企画・開発を行う。

(エ) 交流人口の増加を図るため、交流スペースや休憩所等の整備、管理、運営を行う。

(オ) 商店街におけるネットワークを構築し、三陸周遊拠点の中心として、町内外に向けて商材やイベント等の各種情報発信を行う。

②事業の効果

震災により志津川地区及び歌津地区の中心地が甚大な被害を受けたことにより、産業の衰退が進むとともに、人口減少も加速しつつある。

また、小売業等の観光関連産業に係る事業所数の減少により観光交流人口が減少しているほか、町内の雇用数の減少も進み、町の賑わいが失われる恐れがある。

これら地域課題に対し、集積された産業の各事業所のほか、町内外の事業所等が協力し、法第42条第1項に規定する指定会社と共に、上記①に掲げる事業を実施することによって、交流人口の増加、地域活性化及び人材育成が図られ、集積区域内におけるなりわいの再

生と賑わいの創出が期待される。

③施行規則第1条のうち、当該復興推進事業が該当する項及び号

- (ア) 第1条第1項第1号及び第3号
- (イ) 第1条第4項第4号及び第5号
- (ウ) 第1条第5項第1号及び第5号

④当該復興推進事業の事業区域

上記4の①-1、⑤の復興産業集積区域と同一の区域

⑤当該復興推進事業において、指定会社が開発、製造、提供等する製品、役務等具体的な内容

- (ア) 志津川地区及び歌津地区へのテナント型商店街の整備、管理、運営
- (イ) 地域の魅力を生かした観光イベントの企画、運営
- (ウ) 地域産業を生かした食材・伝統工芸品等の新商品の開発
- (エ) 交流人口の増加を図るための交流スペースや休憩所等の整備、管理、運営
- (オ) 各店舗とのネットワークを構築し、ホームページ、SNSを活用した商店街エリアの情報発信

⑥当該復興推進事業を実施すると見込まれる者

株式会社南三陸まちづくり未来

※当該指定会社（予定）の概要、資本金の増資見込み額及びその調達方針に関する資料は別添資料のとおり

⑦特別の措置

本事業を実施する指定会社に対して出資する個人に対する所得税の課税の特例（法第42条の規定に基づく措置）

6 当該計画の実施が当該計画の区域における復興の円滑かつ迅速な推進と当該計画の区域の活力の再生に寄与するものである旨の説明

当該計画に定められた復興推進事業の実施により、交流人口の拡大が図られ、南三陸町の復興の円滑かつ迅速な推進に大きく寄与することが見込まれる。また、観光関連産業により雇用機会が確保され、町民が安心して働くことができるまちづくりが進むことおよび、バイオガス事業により災害に強い電力の確保、環境循環型のバイオマス産業都市としての南三陸町のブランド化を推進できることは、当該計画の区域の活力再生に十分寄与するものである。

7 その他

本計画の作成に際し、法第4条第3項に基づき、宮城県の意見を聴取したが、計画に対する意見はなかった。

本計画の作成に際し、法第4条第3項に基づき、宮城県の意見を聴取したが、計画に対する意見はなかった。(令和3年4月1日申請時)